

日野市立南平小学校 PTA 規約

第一章 名称及び事務所

第一条 本会は日野市立南平小学校 PTA と称し、事務所を南平小学校におく。

第二章 目的及び活動

第二条 本会は会員が相互に協力して、南平小学校の児童が学校・家庭・社会において幸福に成長できるよう努力する。

第三条 本会は前条の目的を達成するため次の方針に従って活動する。

- 一、民主的教育に対する理解を深め、会員相互の親和をはかり、教養を高める。
- 二、家庭と学校との関係を一層親密にし、児童教育について保護者と教職員とが一致協力する。
- 三、学校の教育的環境の整備充実をはかる。
- 四、特定の政党や宗教に偏ることなく、営利を目的とする行為をしない。
- 五、その他本会の目的達成のため必要な事項について活動する。

第三章 会員

第四条 本会は次の会員をもって組織する。

- 一、本校の児童の保護者及び本校の教職員が会員となることができる。

第四章 会計

第五条 本会の経費は会費・その他の収入をもって当てる。

第六条 会費の額は運営委員会で定め、総会の承認を得る。なお特別の事情があるものはこれを免除することができる。

第七条 本会の資産は、第二章の目的達成以外に利用してはならない。

第八条 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第五章 役員及び会計監査委員

第九条 本会の役員及び会計監査委員は次のとおりとする。

- 一、役員 会 長 保護者
副会長 保護者、副校長
会 計 保護者、教職員
書 記 保護者、教職員
- 二、会計監査委員 保護者

第十条 役員及び会計監査委員の任期は一年とする。但し同じ役職について一回限り留任を妨げない。補欠に就任したものは前任者の残留期間とする。会長は、任期終了後、次年度からの役員の推薦から免除される。

副会長、会計、書記は、任期終了後、役員の推薦を一回、免除される。

第十一条 役員及び会計監査委員の選出方法については細則で定める。

第十二条 役員及び会計監査委員の任務は次のとおりである。

- 一、会長は本会を代表し会務を統括し、また総会並びに運営員会を招集し、これを主宰する。
- 二、副会長は会長を補佐し、会長に特別な事情があるときは代理をつとめる。
- 三、書記は会議の議事、その他重要事項を記録、保管し会の庶務にあたる。
- 四、会計はこの会の一切の収支をつかさどり、総会に報告する。
- 五、会計監査委員は会計事務を監査し、その結果を総会に報告する。

第六章 機関

第十三条 本会に次の機関をおく。

総会・運営委員会・役員会・各種委員会・特別委員会

(総会)

第十四条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。

第十五条 総会は毎年四月定期総会を開く。(但し事情により五月以降に開くこともできる。)

運営委員会が必要と認めた時または、会員の六分の一以上の要請があった時、二ヵ月以内に臨時総会を開くことができる。

第十六条 総会は会長が招集し、会員の四分の一以上の出席を得て成立する。

第十七条 総会の議事は出席者の過半数で決める。

第十八条 総会に付議すべき事項は次のとおりとする。

- 一、前年度の事業報告と決算報告
- 二、本年度の事業計画と予算の審議
- 三、規約の改正
- 四、役員の承認
- 五、その他重要事項の審議

(運営委員会)

第十九条 運営委員会は役員・各種委員会の委員長によって構成する。(但し事情ある場合はこの限りではない。)

第二十条 運営委員会は各種委員会及び特別委員会その他から提案される事項を審議し、各種委員会相互の連絡調整をはかり会の活動を円滑に推進する。

第二十一条 運営委員会は会長が招集し、議事は出席者の過半数によって決める。

(役員会)

第二十二条 役員会は、会長・副会長・会計・書記をもって構成する。

第二十三条 役員会の任務は次のとおりとする。

- 一、運営委員会への提案事項をまとめる。
- 二、その他必要事項の審議をする。

(各種委員会と特別委員会)

第二十四条 本会の活動を充実し、必要事項の調査・研究・立案・執行のため次の委員会をおく。

- 一、学級委員会—会員相互の教養を高め親和をはかり、また各学年相互の連携をはかり、会の目的に添った活動をとおして教育的環境を充実させる。
- 二、校外委員会—各地区における交通安全、その他児童の生活指導を行う。

第二十五条 委員会は学級委員・校外委員・教職員で構成する。各種委員会の委員長・副委員長は、次のとおりとする。

- 一、学級委員会 委員長 一名 副委員長 二名
- 二、校外委員会 委員長 一名 副委員長 六名（構成は各地区代表とする）

第二十六条 委員会で企画立案された事項は、必ず運営委員会の議を経て執行する。

(学級委員会)

第二十七条 学校委員会は当該学年の学級委員と担任教師によって構成し、各学級間の連絡調整をはかり、学年・学級活動の健全な運営にあたる。

第二十八条 学級委員は各学級から会員の互選によって原則、三名を選出し、協力して学級活動にあたる。

(校外委員会)

第二十九条 運営委員会が別に定める地域ごとの校外委員と地区担当の教職員によって構成する。

第三十条 校外委員会は、本会の主旨にのっとり当該地区の実情に応じた活動をするとともに、必要事項の伝達等にあたる。

第三十一条 各地区に、委員の互選によって代表者を一名おき、代表者は校外委員会の委員長・副委員長となる。

第三十二条 校外委員は、各地区から会員の互選によって若干名を選出する。

(特別委員会)

第三十三条 運営委員会が必要と認めたときは、特別委員会を構成することができる。

第三十四条 特別委員会はその任務終了をもって解任する。

第三十五条 特別委員会の構成は、そのつど運営委員会で決める。

第七章 改正

第三十六条 本規約は総会において出席者の三分の二以上の賛成がなければ改正することができない。

第八章 付則

第三十七条 本会の運営に関し必要な細則は、運営委員会の議を経て定める。

第三十八条 運営委員会は、細則を制定し、または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第三十九条 学校長は、学校を代表し、各種会議に出席して意見を述べることができる。

第 四 十 条 本会には、運営委員会の推薦によって顧問をおくことができる。

第四十一条 慶弔及び表彰についての規則は細則で定める。

第四十二条 令和二年十月刷新